平成２５年（フ）第１７６８号
名古屋市西区上堀越町２丁目19番地の３
ハートイン堀越２―Ａ号
破産者　吉川　修二
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７７０号
名古屋市天白区元植田２丁目1101番地　メゾンキスリ105号
破産者　中村　好彦
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６４号
京都市伏見区御駕籠町146番地　フォーブル吉田100号
破産者　橋口　修治
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６７号
大阪市東成区中道３丁目13番15―1104号
破産者　安村　徳守
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２８号
神戸市北区緑町７丁目１番44―201号
破産者　浅田　　保
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７０号
神戸市中央区北野町３丁目11番10号
破産者　モエレセボンこと　中村　もえ（旧姓鈴江）
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６０号
広島市安芸区船越１丁目49番８号
破産者　小川　晃次
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６１号
広島市安芸区船越１丁目49番８号
破産者　お好み焼どん兵衛こと　小川美津子
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１４号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目11番６号
破産者　平窪　修一
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４３８号
鹿児島県鹿児島市原良４丁目10番20号
破産者　大迫　和美
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
北海道河東郡音更町新通12丁目５番地７
破産者　重村　博昭
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
青森県十和田市大字洞内字大福平28番地
破産者　中野　卓也
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１００号
宮城県大崎市田尻蕪栗字沢田30番地
破産者　菅原　孝志
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
宮城県栗原市栗駒文字上荒屋敷前87番地、従前の住所宮城県大崎市古川稲葉字大江向82番地４
破産者　佐藤　麻美（旧姓高玉）
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
宮城県栗原市築館薬師２丁目８―23―４号、住民票上の住所宮城県栗原市築館字西小山34番地
破産者　春　たえこ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
宮城県栗原市一迫字川口新町49番地
破産者　千葉　邦男
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
秋田市新屋豊町７番75―１号　サンロードＡ102
破産者　佐藤いづみ（旧姓小野）
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８２号
秋田市広面字広面76番地　くらべ荘202
破産者　鈴木　活司
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９７号
山形市江俣１丁目３番11号
破産者　ｆａｃｅこと　川合　邦典
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

第明治三十二種郵便物認可